

## 大子町ふるさと農園に関する条例施行規則

平成19年9月18日

大子町規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、大子町ふるさと農園に関する条例(平成19年大子町条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第4条の規定による公募は、大子町ふるさと農園(以下「農園」という。)の位置、公募する区画数及び区画ごとの面積、資格要件、貸付条件、申請方法、選考方法その他必要な事項を次の方法により公示して行うものとする。

- (1) 町ホームページに掲載
- (2) 広報、新聞等に掲載
- (3) 町掲示板に掲示

(住宅の規格)

第3条 条例第5条第5号の町規則で定める規格は、次のとおりとする。

- (1) 2つ以上の居室、台所、便所及び浴室を有する平屋建ての住宅であること。
- (2) 大子町営浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成18年大子町条例第5号)第2条第1項第2号に規定する町営浄化槽を設置すること。
- (3) 住宅等の建物は、区画境界から2メートル以上離すこと。
- (4) 住宅の外観は、近隣の景観を損なわないものであること。

(貸付けの申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により農園の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ふるさと農園貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び同居しようとする者の住民票の写し
- (2) 申請者及び同居しようとする者の所得を証明する書類
- (3) 申請者及び同居しようとする者の市町村税等の納付を証する書類
- (4) 建築計画書及び資金計画書(様式第2号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(貸付けの決定通知)

第5条 町長は、条例第7条第1項の規定により農園の貸付けの可否を決定したときは、

ふるさと農園貸付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用貸借契約書）

第6条 条例第7条第2項の規定による使用貸借契約は、ふるさと農園使用貸借契約書（様式第4号）によるものとする。

（建築工事の着工及び完了報告）

第7条 第5条の規定による農園の貸付けの決定通知を受けた者（以下「借受者」という。）は、住宅の建築工事に着工するときは、速やかに建築工事着工報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 住宅等の位置図

(2) 住宅等の平面図

2 借受者は、住宅の建築工事が完了したときは、速やかに建築工事完了報告書（様式第6号）に住宅等の完成写真を添えて、町長に報告しなければならない。

（申請内容の変更）

第8条 借受者は、条例第10条に規定する期間において申請事項を変更しようとするときは、速やかに申請内容変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、申請事項の変更の可否を決定し、申請内容変更承認通知書（様式第8号）により当該申請に係る借受者に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消通知）

第9条 町長は、条例第12条の規定により農園の貸付けの決定を取り消したときは、ふるさと農園貸付決定取消通知書（様式第9号）により当該取消しに係る借受者に通知するものとする。

（地位の承継）

第10条 借受者の地位を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、ふるさと農園借受者承継承認申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 借受者の地位の承継の事実を証する書類

(2) 承継者の住民票の写し

(3) 承継者の所得を証明する書類

(4) 承継者の市町村税等の納付を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、借受者の地位の承継の可否を決定し、ふるさと農園借受者承継承認通知書（様式第11号）により当該申請に係る承継者に通知するものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

ふるさと農園貸付申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり農園の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

希 望 農 園						
希 望 区 画 番 号		第 1 希 望	区 画			
		第 2 希 望	区 画			
居 住 形 態		定 住 ・ 二 地 域 居 住				
居 住 予 定 者	氏 名	続 柄	年 齢	勤 務 先 又 は 職 業	前 年 の 所 得 金 額	備 考
		本 人				
現 在 の 住 ま い		1 持 家 2 借 家 3 間 借 り 4 そ の 他 ( )				
申 請 の 理 由						

添付書類

- (1) 申請者及び同居しようとする者の住民票の写し
- (2) 申請者及び同居しようとする者の所得を証明する書類
- (3) 申請者及び同居しようとする者の市町村税等の納付を証する書類
- (4) 建築計画書及び資金計画書（様式第2号）

建築計画書及び資金計画書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

1 住宅の構造 造 葺

2 住宅の面積 延床面積 m<sup>2</sup> ( 坪)

3 附属物 物 置 棟 m<sup>2</sup>  
その他 棟 m<sup>2</sup>

4 着工予定年月日 年 月 日

5 完了予定年月日 年 月 日

6 資金計画

項 目	金 額	備 考
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
合 計	円	

年 月 日

様

太子町長



ふるさと農園貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました農園の貸付けについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 貸付けをすることに決定する

借 受 者	住 所	
	氏 名	
名 称		
区 画 番 号	区 画	
位 置		
面 積	m <sup>2</sup>	

貸付条件

- (1) 1か月以内に使用賃貸契約を締結すること。
- (2) 契約締結の日から1年以内に住宅の建築工事を完了させること。

2 貸付けをしないことに決定する

理由

ふるさと農園使用貸借契約書

貸付者 大子町長を甲とし、借受者 \_\_\_\_\_ を乙とし、甲乙間において、次の条項により、大子町ふるさと農園（以下「農園」という。）の使用貸借契約を締結する。

（貸付農園）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる農園を、乙に無償で貸し付ける。

区画番号	位置	面積
_____ 区画	_____	_____ m <sup>2</sup>

（貸付期間）

第2条 この農園の貸付期間は、この契約締結の日から起算して \_\_\_\_\_ 年間とする。

（農園の引渡し）

第3条 甲は、この農園を、契約締結と同時に現状のまま乙に引き渡したものとする。

（用途指定等）

第4条 乙は、この農園を、第2条に規定する期間中、自ら居住する住宅を建築するための用地として使用しなければならない。

2 乙は、この農園を前項に規定する用途に供する必要がなくなったときは、貸付期間中であっても、自己の負担で、直ちに契約締結時の状態に回復して甲に返還しなければならない。

（転貸の禁止等）

第5条 乙は、この農園を転貸し、又はこの農園に関する権利を譲渡してはならない。

（期間の更新）

第6条 乙は、貸付期間満了後、引き続いて第4条第1項に規定する用途に供するためこの農園を使用しようとするときは、貸付期間満了日の \_\_\_\_\_ か月前までに書面をもって甲に申し出なければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第7条 乙は、この農園に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

（調査協力義務）

第8条 甲は、この農園について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が大子町ふるさと農園に関する条例若しくは大子町ふるさと農園に関する条例施行規則の規定に違反したとき、又はこの契約に定める義務を履行しないときは、

催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第10条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除された場合又は貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で、直ちにこの農園を契約締結時の状態に回復して甲に返還しなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏 名 大子町長

印

乙 住 所

氏 名

印



様式第5号（第7条関係）

建築工事着工報告書

年 月 日

太子町長 様

報告者 住 所

氏 名

印

次のとおり住宅の建築工事に着工するので、関係書類を添えて報告します。

着工年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 住宅等の位置図
- (2) 住宅等の平面図

様式第6号（第7条関係）

建築工事完了報告書

年 月 日

大子町長 様

報告者 住 所

氏 名

印

次のとおり住宅の建築工事が完了したので、関係書類を添えて報告します。

完了年月日	年 月 日
入居予定年月日	年 月 日
住宅の構造等	

添付書類

住宅等の完成写真

様式第7号（第8条関係）

申請内容変更承認申請書

年 月 日

太子町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

次のとおり申請事項を変更したいので申請します。

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

年 月 日

様

太子町長



申請内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました申請事項の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認する

変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

2 承認しない

理由

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

太子町長

印

ふるさと農園貸付決定取消通知書

年 月 日付けで決定しました農園の貸付けについて、次の理由により取り消したので通知します。

理由

ふるさと農園借受者承継承認申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり借受者の地位を承継したいので、関係書類を添えて申請します。

借 受 者	住 所					
	氏 名					
承 継 者	住 所					
	氏 名					
	借受者との続柄					
承継後の 居住者	氏 名	続柄	年齢	勤務先又は職業	前年の所得金額	備 考
		本人				
居 住 形 態	定住 ・ 二地域居住					
承 継 年 月 日	年 月 日					
承 継 の 理 由						

添付書類

- (1) 借受者の地位の承継の事実を証する書類
- (2) 承継者の住民票の写し
- (3) 承継者の所得を証明する書類
- (4) 承継者の市町村税等の納付を証する書類

年 月 日

様

太子町長



ふるさと農園借受者承継承認通知書

年 月 日付けで申請のありました借受者の地位の承継について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認する

借 受 者	住 所	
	氏 名	
承 継 者	住 所	
	氏 名	
	借受者との続柄	

2 承認しない

理由